

- ・ [公募・情報公開](#)
- ・ [審議会・研究会](#)
- ・ [予算](#)
- ・ [白書・統計情報](#)

[トップページ](#) [経営サポート](#) [生産性向上特別措置法案による支援](#) 生産性向上に向けた中小企業者・小規模事業者の新規投資を促進するため、固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長を行います

生産性向上に向けた中小企業者・小規模事業者の新規投資を促進するため、固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長を行います

令和2年5月1日

今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。
※塀、看板(広告塔)や受変電設備など。

概要

本支援制度は、自治体の策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、自治体の判断により固定資産税の特例(ゼロ～1/2)を受けることができるものです。

対象地域 全国1,647自治体(うち1,642がゼロ(2020年3月末時点))
※国から導入促進基本計画の同意を受けた市町村

(従来からの対象設備)
機械装置・器具備品などの償却資産
※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの

対象設備 新たに事業用家屋と構築物を対象に追加

- ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ・ 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの

特例措置・期限
＜減免対象＞
固定資産税(通常、評価額の1.4%)を投資後3年間
ゼロ～1/2に軽減
※軽減率は各自治体が条例で定める
＜適用期限＞
令和2年度までを令和4年度まで2年間延長

適用手続

- ・ [適用手続きについて\(PDF形式:135KB\)](#) PDF

申請書

- ・ [先端設備等導入計画に係る認定申請書\(WORD形式:25KB\)](#) (令和2年5月15日)
- ・ [先端設備等に係る誓約書\(WORD形式:21KB\)](#) (令和2年5月15日)
- ・ [先端設備等に係る誓約書\(建物\)\(WORD形式:19KB\)](#) (令和2年5月15日)
- ・ [先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書\(WORD形式:23KB\)](#) (令和2年5月15日)
- ・ [変更後の先端設備等に係る誓約書\(WORD形式:21KB\)](#) (令和2年5月15日)
- ・ [変更後の先端設備等に係る誓約書\(建物\)\(WORD形式:19KB\)](#) (令和2年5月15日)

よくあるお問い合わせ

- ・ [固定資産税の特例\(固定ゼロ\)の拡充・延長に関するQ&A集\(PDF形式:86KB\)](#) PDF

本件のお問い合わせ先

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口
電話:0570-077322
受付時間:9:30~17:00(平日のみ)

(本発表のお問い合わせ先)

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課長 吉野
担当者:神野(かみの)、佐々木、吉野
電話:03-3501-1816(直通)
FAX:03-3501-7170

- ・ [出版物](#)
- ・ [ご意見箱](#)
- ・ [リンク](#)
- ・ [利用規約](#)
- ・ [プライバシーポリシー](#)
- ・ [各省庁サイト検索](#)

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話:03-3501-1511(代表)

Copyright 2005,The Small and Medium Enterprise Agency,All Rights Reserved.

生産性特措法に基づく固定資産税の特例

No	質問	回答
1	コロナ対策としてどういった変更があったのか。	生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。
2	事業用家屋とは何か。	非居住用家屋であって、一般的には工場などの事業用の建屋等を想定しています。
3	事業用の家屋の要件は何か。	以下の全ての要件を満たす必要があります。 ①先端設備等導入計画に盛り込まれる予定の家屋であること ②新築の家屋であること ③家屋の内外に生産性向上（年平均1%以上）要件を満たす設備等が一体となって設置されること ④設置される先端設備の取得価額が300万円以上であること
4	上記①～④について、それぞれの必要な書類を教えてください。	①先端設備等導入計画の案 ②建築確認済証 ③建物の見取り図、既に認定を受けた先端設備等導入計画 ④先端設備の購入契約書
5	手続の方法など決まったらどのように公表されるのか。	手続について現在検討中です。決まり次第、HP等でお知らせしていきたいと思えます。
6	土地も軽減の対象となるのか。	土地は対象となりません。
7	事業用家屋と構築物について、最低取得価格はいくらか。	それぞれ120万円が最低取得価格となります。

8	<p>自社の所在する市区町村でもこの特例の適用は受けられるのか。</p>	<p>「導入促進基本計画」を策定している市区町村で、家屋を対象としている場合は、適用が可能です。詳しくは、中企庁WEBサイト (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisensei/index.html) を参照いただくとともに、お住まいの自治体にお問い合わせください。</p>
9	<p>事業用家屋についても特例率はゼロ(又は1/2)となるのか。</p>	<p>お住まいの自治体が条例で規定する特例率に基づきます。詳しくは、中企庁WEBサイト (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisensei/index.html) を参照いただくとともに、お住まいの自治体にお問い合わせください。</p>
10	<p>事業用家屋を含む計画申請はいつから受け付けるのか。</p>	<p>順次受付が可能です。ただし、特例率の決定には自治体による条例策定が必要となり、その時期は自治体により異なります。詳しくは、お住まいの自治体にお問い合わせください。</p>
11	<p>新たに建築した事業用家屋に、既に認定を受けて導入した先端設備等を設置した場合、事業用家屋は特例措置の対象となるか。</p>	<p>特例措置の対象となります。ただし、自治体によっては事業用家屋を特例の対象としていない場合がありますので、お住まいの自治体にお問い合わせください。</p>
12	<p>居住用家屋と一体になっている事業用の事務所も軽減の対象となるのか。</p>	<p>事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が対象となります。</p>
13	<p>事業用家屋はどの単位で申告すればよいですか。</p>	<p>令和2年度の課税明細書で、どのような事業用家屋をお持ちなのか確認してください。その上で、課税明細書における家屋の区分ごと(同じ家屋であっても、課税明細書上の記載が分かれている場合には、その区分ごと)に申告してください。</p>

<p>14</p> <p>特例対象家屋が事業用であることを、どのような書類で証明したら良いのか。</p>	<p>以下の書類で事業用と居住用の別を示してください。 ※課税明細書及び以下の書類は、税務申告の際にもお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の申告用に算出してしている事業専用割合（青色の場合は「所得税青色申告決算書」の「〇減価償却費の計算」における「事業専用割合(%)」(※1)、白色の場合は「収支内訳書」の「〇減価償却費の計算」における「事業専用割合(%)」(※2)) ・上記以外にも、公的な書類で事業用と居住用の別が記載されているものであれば証明書類になります。 <p>いずれの場合も、該当部分の写しの提出が必要です。</p> <p>※1 : https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r01/13.pdf 様式の3ページ目 ※2 : https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r01/10.pdf 様式2ページ目</p>
<p>15</p> <p>自社は既に先端設備等導入計画を策定し、労働生産性の向上に取り組んでいる。今回、事業用家屋を新築しようと考えているが、当該計画にその家屋を追加することは可能か。</p>	<p>可能です。まずは、既存の計画に事業用家屋を位置づけるため、お住まいの市町村に対する計画変更が必要です。計画変更後に当該家屋を取得してください。また、当該家屋には300万円以上の先端設備を設置する必要があります。</p>
<p>16</p> <p>事業用家屋を追加することによって、労働生産性の向上目標を変更する必要はあるのか。</p>	<p>変更する必要はありません。これまでと変わらず、労働生産性が3%以上向上する計画としてください。</p>
<p>17</p> <p>既に事業用家屋の工事の着工が開始しているのだが、市町村への導入計画の申請は事後的でも良いか。</p>	<p>事前に申請した計画に事業用家屋が位置付けられている必要があります。事業用家屋の引き渡し(＝取得)までには自治体への計画申請と承認を終了してください。</p>
<p>18</p> <p>先端設備導入計画の計画変更によって事業用家屋を追加する際、既に認定を受けている計画に基づき取得した先端設備を設置した場合でも要件を満たすことになるのか。</p>	<p>可能です。ただし、取得価格が300万円以上の先端設備である必要があります。その場合は見取り図と合わせて過去の先端設備の購入契約書の写しを提出ください。</p>
<p>19</p> <p>先端設備導入計画において定める労働生産性の式(営業利益÷人件費÷減価償却費÷労働投入量)の減価償却費の部分に事業用家屋に係るものも追加するのか。</p>	<p>事業用家屋に係る減価償却費は追加する必要はありません。償却資産のみに係る減価償却費によって労働生産性を算出してください。</p>

20	先端設備等導入計画の延長は可能か。	現時点では出来ません。生産性特別措置法が延長された後は可能です。
21	(市町村からの質問で)条例改正はいつまでに行えば良いのか。	地方税法の改正後、速やかに改正いただきたいと考えています。具体的には、6月議会以降での対応が想定されると思います。